

休日保育について（日曜日・祝日）

令和7年度の休日（日曜日・祝日）保育については、現在見直しを行っております。詳細が決まりましたら別途申請の案内をいたしますので、利用を希望する場合は、下記「休日保育利用意向調査票」にご記入の上、他の申請書類と合わせてご提出ください。

※提出にあたっての注意※

- ①休日保育は、お子様が市内の放課後児童クラブに在籍し、保護者に日曜・祝日の勤務等があり、保育を必要とする場合に利用ができます。

-----キリトリ線-----

休日保育利用意向調査票（日曜日・祝日）

令和7年度の休日保育の利用を希望します。

児童クラブ名： _____ (新) _____ 年生

ふりがな
児童氏名： _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

郵便番号： _____ - _____

住所： _____

ふりがな
保護者氏名： _____